

確認してください

知っておきたい税情報

個人や民間の団体では提供できない公共サービスは、市民一人一人が納める税金で賄われています。今回、市税などの税に関する情報を紹介します。

なお6ページには「平成27年度税・保険料などの納付期限一覧」を掲載しています。ぜひ活用してください。

見直しました

「固定資産税・都市計画税の土地と家屋の評価額」

固定資産税・都市計画税の算定の基となる土地と家屋の評価額を、3年ごとに見直す制度を評価替えといい、本年度その評価額の見直しを行いました。

なお東日本大震災により被害のあった土地・家屋は、被害程度によって評価額が減額されています。

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地、家屋、償却資産の所有者に課税される市税です。本年度の納税通知書は、5月中

旬に発送します。

2 3 国稅務課資産税班(☎62・5323)

ト 心身に障害のある人をサポート

「軽自動車税の減免制度」

身体障害者などが移動のために利用する軽自動車にかかる軽自動車税を、減免する制度があります。

減免を受けるためには申請が必要です。本年度の納税通知書を5月中旬に発送しますので、届いたら早めに手続きしてください。

対象／軽自動車を所有する身体

確認を



☎：問い合わせ
☎：申し込み

障害・知的障害・精神障害のある人、またはその家族などで、一定の基準を満たす人
申請期限／5月25日(月)
2 1 国稅務課課税班(☎62・5321)

口座振替による納付に協力
を！

「市税の納付方法」

市では、収納率の向上を目的とした取り組みの一環として、口座振替による納付を原則化しています。現在、納付書で納めている人は、便利で納め忘れない口座振替への切り替えに協力してください。

口座振替は、市役所や金融機関まで出向く必要がなく、納め忘れもありません。また現金などを持ち歩く必要もないため、便利で安全・安心な納付方法です。

申し込み手続きは、預金通帳と通帳印を持参の上、市指定の金融機関(納付書に記載)または郵便局で行ってください。

またキャッシュカードで口座振替の手続きができます。キャッシュカードと身分証明書(運転免許証など)を持参の上、口座名義人本人が税務課の窓口で行ってください。

2 国稅務課収税班(☎62・5322)

納税の利便性を図るため開設
しています

「夜間・休日納税窓口」

仕事などにより、日中に市税などの納付や納付相談ができない人のために、夜間・休日納税窓口を開設しています。

開設日時

夜間納税窓口／毎月10日、25日
午後5時30分～8時

※土・日曜日、祝日の場合は、直後の平日になります。

休日納税窓口／毎月第4日曜日

午前8時30分～午後5時

開設場所

税務課(市役所本庁1階8番窓口)

〈注意事項〉

●納付相談は市税・国民健康保険に限りです。

●介護保険料、後期高齢者医療保険料なども納付書を持参すれば納めることができます。

2 国稅務課収税班(☎62・5322)

納期内に早めの納付を

「自動車税」

自動車税は、毎年4月1日現在の自動車の所有者に課税される県税で、納付期限は6月1日(月)です。本年度の納税通知書は、5月上旬に発送されますので、最寄りの金融機関やコンビニエンスストアなどで早めに納めてください。

昨年度から、インターネットを利用したクレジットカードでの納付が可能になりました。なお納付期限までの手続きが必要です。

国自動車税事務所(☎043・243・2721)、旭県税事務所(☎62・0772)

期限内納付に協力を！

平成27年度 税・保険料などの納付期限一覧

納付金額を記入し、納付計画や口座振替時の通帳残高の確認などに活用してください。

納付期限	市県民税	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	国民健康保険税	介護保険料	後期高齢者 医療保険料
6月 1日(月)		第 1 期 円	全期 円			
6月30日(火)	第 1 期 円			第 1 期 円	第 1 期 円	
7月31日(金)		第 2 期 円		第 2 期 円	第 2 期 円	第 1 期 円
8月31日(月)	第 2 期 円			第 3 期 円	第 3 期 円	第 2 期 円
9月30日(水)		第 3 期 円		第 4 期 円	第 4 期 円	第 3 期 円
11月 2日(月)	第 3 期 円			第 5 期 円	第 5 期 円	第 4 期 円
11月30日(月)				第 6 期 円	第 6 期 円	第 5 期 円
12月25日(金)		第 4 期 円		第 7 期 円	第 7 期 円	第 6 期 円
2月 1日(月)	第 4 期 円			第 8 期 円	第 8 期 円	第 7 期 円
2月29日(月)						第 8 期 円
問い合わせ先	税務課収税班 ☎62-5322				高齢者福祉課 介護保険班 ☎62-5308	保険年金課 高齢者医療年金班 ☎62-5882

※上記は、普通徴収の納付期限です。

使用料などの納付期限と問い合わせ先

水道料金	市営住宅・雇用 促進住宅家賃	農業集落排水 使用料	保育料	下水道使用料	下水道負担金
隔月20日	毎月末	毎月21日	毎月25日	隔月25日	7月31日(金) 9月30日(水) 12月25日(金) 2月29日(月)
水道課業務班 ☎63-9180 旭市水道お客様センター ☎63-8881	財政課 管財営繕班 ☎62-5315	農水産課 農業基盤整備班 ☎68-1173	子育て支援課 保育班 ☎62-5313	下水道課管理班 ☎62-5357	

※納付期限が土・日曜日、祝日の場合は変更になります。

このページを切り取って利用してください